平成26年度

収 支 予 算 書

平成26年4月 1日 ~ 平成27年3月31日

平成 26 年 3 月 13 日

一般財団法人省エネルギーセンター

平成26年度事業基本方針

1. 基本認識

現在我が国においては、エネルギーに関し、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、安全性を前提に、安定供給、最小の経済負担、環境への適合(所謂S+3E)を同時に図っていくことが必要になっています。

また、特に温室効果ガスの削減については、国際協議プロセスである COP において 2020 年以降の全メンバー参加による枠組みづくりに向け、各国が早 急に自主的な削減目標案を提出すること等が合意されており、この点を含めエネルギーへの対応を真剣に検討していくことが不可欠となっています。

このような中、3 E すべてに資する「省エネ」については、電力利用の平準化への対応と併せ、あらゆる分野で取り組みを加速化していくことが強く求められています。

当センターは、この「省エネ」を我が国内外に向け過去 35 年に亘り推進してまいりましたが、以上のような状況下でその役割が一層重要になっています。

2. 活動方針

(1) 活動の視点

当センターは、今後の省エネ推進に当たって次のようなニーズを踏まえ活動を展開します。

① 世界最高水準にある我が国省エネの更なる進化

海外からも認められているように我が国は、生産方法や製品性能等に係る省エネ技術において「トップランナー」です。

しかし、例えば昨年の COP19 において我が国は、「2020 年の温室効果ガス削減目標 2005 年比 3.8%減」の前提として「エネルギー効率 20%改善」を表明しており、将来に向けた省エネに対する要求水準は極めて高いものとなっています。

したがって、大震災後の厳しい電力事情の中で進んだ省エネ・節電の「定着・浸透」を図るとともに、近時進展しつつあるスマート・テクノロジー等の新技術やこれを利用したエネルギーマネジメントの手法の活用等を進めながら産業・業務・家庭等の分野における省エネを加速化していく必要があります。

② 世界のエネルギー・環境問題解決に資する省エネ国際貢献

長期的に予想される中国等新興国などのエネルギー需要や温室効果ガス の増大への対応のためには、省エネをグローバルに進めることが不可欠で す。

このような中、「省エネ先進国」の我が国への国際的期待は高く、一方当 該分野におけるビジネスが我が国にとっても極めて有望です。

したがって途上国における省エネ政策の立案、関連人材の育成、ビジネス交流を通じた省エネ・新エネ技術の移転支援等効果的な省エネ協力を進めていく必要があります。

(2) 重点活動

具体的な事業運営に当たっては、これまでの経験の蓄積を踏まえた次のような得意分野の活動に力点を置くことしています。

① 省エネ情報の発信

我が国企業、地域、家庭等に向け、省エネ技術手法をはじめ省エネを進めるに当たって有益な情報やコンサルティング等のサービスを提供します。また、省エネに係る最新の国際情報等を収集・提供します。

② 省エネ人材の育成

研修、講座、資格制度等を通じ、我が国企業や地域の省エネ推進活動に おいて中核となる人材の育成を支援します。また、途上国等において政策 や技術を支える人材の育成に協力します。

③ 省エネ政策への協力

省エネ法等我が国省エネ政策の実施や我が国政府の支援のもとで行われる途上国等における省エネ政策立案等に協力します。

3. 平成26年度の事業計画等の概要

(1) 事業計画

以上の活動方針を念頭に、平成26年度は具体的な事業を次の5つの柱に整理して計画的に実施します(詳細は後述)。

- I エネルギー管理技術を活用した産業省エネの支援
- Ⅱ 役立つ情報の家庭・地域・企業への発信
- Ⅲ 省エネ推進の中核的人材の育成
- IV 省エネ協力を通じた国際貢献
- V 国家試験・研修・講習の実施
- (注) 重点活動と5つの柱との関係

I、Ⅱ:主に「省エネ情報の発信」 Ⅲ、V:主に「省エネ人材の育成」

IV: 「省エネ情報の発信」及び「人材の育成」

I、II、IV: 「省エネ政策への協力」の項目が含まれる。

(2) 収支予算等

平成26年度の事業計画に基づく予算及びその策定方針は次のとおりです。

- ① 予算規模は、センター独自の事業、国・関係機関からの受託事業等の規模 を想定し、全体としては平成25年度に比べほぼ同額の27億円程度を見込ん でいます。
- ② センター独自の事業については、新たな事業の開発、既存事業の拡充を 通じ、規模の拡大・内容の充実に可能な限り努めることとします。
- ③ 国等の受託事業についても、政策協力の観点から積極的に競争入札の応 札等を行い、提案・企画能力、コスト競争力を強化しつつ、事業拡大に努め ます。
- ④ 一般財団法人としての運営にあたっては、認可時に内閣府に提出した公 益目的支出計画を着実に実施してまいります。

収 支 予 算 書

平成26年度収支予算書(20年会計基準:損益計算ベース) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(単位:円)

	<u> </u>		1	(単位:円)
科目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	슴 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1)経常収益				
基本財産運用益	0	0	11,335,000	11,335,000
特定資産運用益	0	0	10,734,000	10,734,000
賛助会費	0	0	170,550,000	170,550,000
事業収益	28,000,000	901,709,000	0	929,709,000
試験•講習事業収益	0	508,400,000	0	508,400,000
出版事業収益	0	159,114,000	0	159,114,000
通信教育・講座等事業収益	0	100,531,000	0	100,531,000
その他事業収益	28,000,000	133,664,000	0	161,664,000
受取補助金等	1,259,726,696	288,277,000	0	1,548,003,696
受取国庫補助金収益	550,000,000	0	0	550,000,000
受取受託収益	709,726,696	288,277,000	0	998,003,696
雑収益	0	0	2,060,000	2,060,000
受取利息	0	0	60,000	60,000
雑収入	0	0	2,000,000	2,000,000
経常収益計	1,287,726,696	1,189,986,000	194,679,000	2,672,391,696
(2)経常費用				
事業費	1,340,824,405	1,141,681,294	_	2,482,505,699
職員等人件費	381,008,905	295,073,800	_	676,082,705
臨時雇用員費	180,104,477	110,602,294	_	290,706,771
旅費交通費	138,334,493	45,815,000	_	184,149,493
賃借料	27,537,000	4,973,000	_	32,510,000
諸謝金	152,645,000	71,938,000	_	224,583,000
会場費	15,782,000	105,702,880	_	121,484,880
印刷製本費	22,570,285	41,834,000	_	64,404,285
委託費	47,959,000	40,386,000	_	88,345,000
その他事業費	374,883,245	425,356,320	_	800,239,565
管理費	_	_	171,717,000	171,717,000
職員等人件費	_	_	98,322,000	98,322,000
臨時雇用員費	_	_	7,800,000	7,800,000
減価償却費	_	_	414,000	414,000
賃借料	_	_	27,498,000	27,498,000
租税公課	_	_	10,376,000	10,376,000
短期借入金利息	_	_	600,000	600,000
その他事務費	_	_	26,707,000	26,707,000
経常費用計	1,340,824,405	1,141,681,294	171,717,000	2,654,222,699
当期経常増減額	△ 53,097,709	48,304,706	22,962,000	18,168,997
2. 経常外増減の部				
(1)経常外収益	0	0	0	0
(2)経常外費用	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 53,097,709	48,304,706	22,962,000	18,168,997
一般正味財産期首残高	1,411,445,748	99,803,500	110,645,000	1,621,894,248
一般正味財産期末残高	1,358,348,039	148,108,206	133,607,000	1,640,063,245
Ⅱ. 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	700,000,000	0	0	700,000,000
指定正味財産期末残高	700,000,000	0	0	700,000,000
Ⅲ. 正味財産期末残高	2,058,348,039	148,108,206	133,607,000	2,340,063,245

(注) 短期借入金限度額:経常収益の合計額を限度とする。

収支予算書の会計区分表記の説明について

〈実施事業等会計〉

公益法人から移行認可を受けた一般財団法人が、公益目的支出計画に沿って公益目的財産額を費消するために実施する事業の会計区分。

〈その他会計〉

移行認可を受けた一般財団法人が、実施事業以外の事業の費用と収益を、整理するために設けられた会計区分。

〈法人会計〉

直接には事業の収益に関わらない、評議員会、理事会の開催運営費、常勤の理事、監事、評議員の報酬等、管理部門で発生する費用と収益を整理するために設けられた会計区分。

以上